

令和6年度主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の有効期間の更新手続きについて

1 「置き換え済み」の方、置き換え可の方で「今回の更新で置き換え交付を希望する方」、「置き換え不可」の方について

- 主任更新研修の修了証明書受理と同時に更新申請が可能です。
更新申請に必要なとなる書類などを一式、**令和7年1月15日(水)までに**、富山県高齢福祉課へ簡易書留でご郵送いただくか、直接ご持参ください。

2 置き換え可の方で「今回の更新で置き換えを希望しない方」について

- 主任更新研修の修了証明書受理と同時に更新申請が可能です。
更新申請に必要なとなる書類などを一式と別紙3の様式に必要な事項をご記入の上、**令和7年1月15日(水)までに**、富山県高齢福祉課へ簡易書留でご郵送いただくか、直接ご持参ください。
※「置き換え交付できない方」は、別紙3のご提出は不要です。

3 更新申請に必要なとなる書類など

郵送先：〒930-8501 富山県厚生部高齢福祉課介護保険係

- ①様式第21号(押印不要)：富山県収入証紙2,000円を「富山県収入証紙はり付け欄」に貼付
「置き換え済みの方」は別紙1、「今回の更新で置き換え交付を希望する方」は別紙2、
「今回の更新で置き換えを希望しない方」と「置き換え交付できない方」は別紙4を使用ください
- ②写真2枚(1枚は様式第21号に貼付し、もう1枚はそのまま同封)
写真は縦3cm×横2.4cmの大きさで、6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの
裏面に、氏名と介護支援専門員登録番号を記載
- ③介護支援専門員証の原本
- ④主任更新研修の修了証明書の写し
- ⑤新しい介護支援専門員証の郵送を希望する方は、返信用封筒
簡易書留分の切手(定型封筒の場合460円)を貼付して、郵送先の郵便番号、住所、氏名を記入
- ⑥住所・氏名の変更を届け出していない方は、介護支援専門員登録事項変更届出書(別紙5)と以下の書類
 - (1)氏名の変更 → 戸籍抄本又は戸籍謄本の写し(コピー不可)
 - (2)住所の変更 → 富山県外に現住所がある場合のみ住民票の写し(コピー不可)

手続きの失念により介護支援専門員証が失効すると、介護支援専門員及び主任介護支援専門員としての業務に従事できなくなりますので、ご注意ください。